

4章 計画の目標と基本方針

4.1 区全体の目標と基本方針

(1) 関連計画の整理

国・都の自転車活用推進計画において、目標や施策の大きな柱は、「自転車利用環境」「健康増進」「観光振興」「安全・安心」の4つに集約されます。区の自転車通行環境における課題と、上記4つの柱を対応づけると以下の通りです。

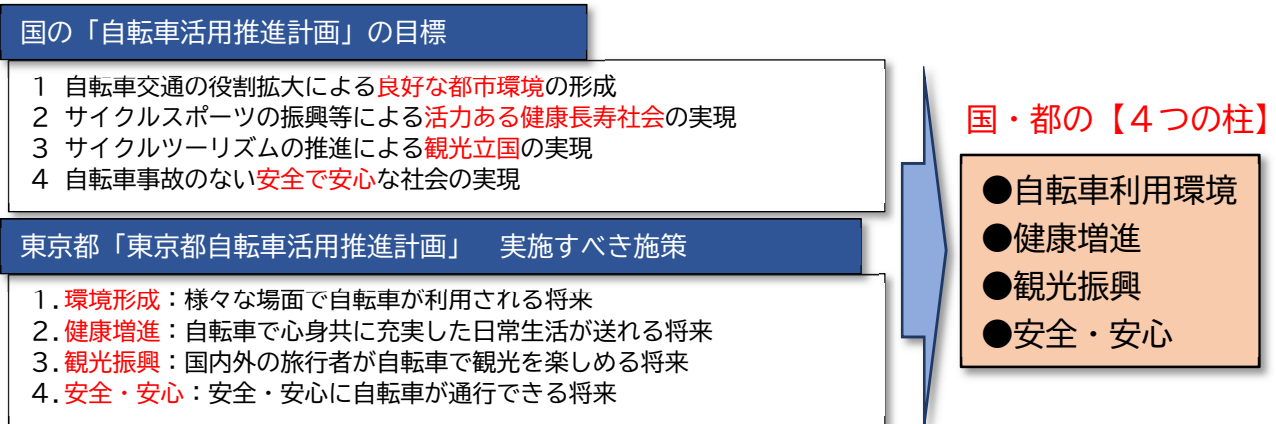


図 4-1 国・都の自転車活用推進計画の目標・施策

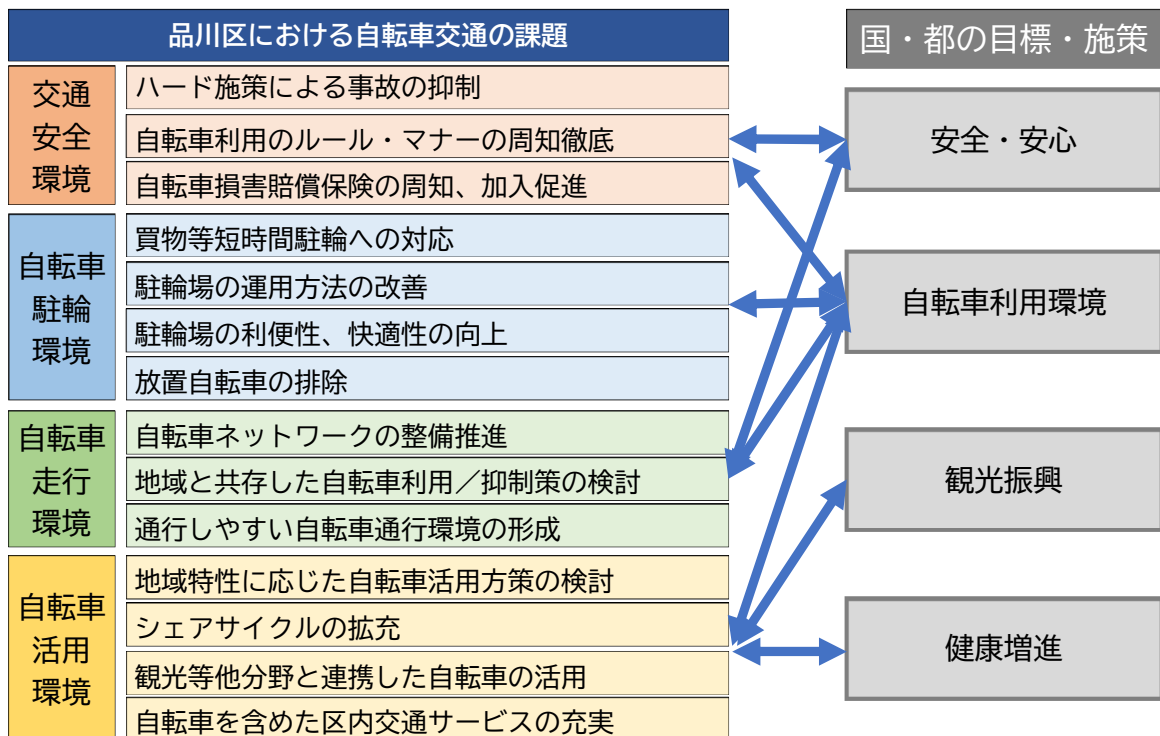


図 4-2 区の自転車交通の課題と国・都の自転車活用推進計画の目標・施策との対応

(2) 計画の視点と基本方針

対応すべき課題を体系化し、個別方針および基本方針を以下のとおり設定します。

視点については、課題や施策の体系を踏まえつつ、区民へのわかりやすさに配慮し、「まもる」、「とめる」、「はしる」、「いかす」の4種類ごとに整理します。

なお、視点・基本方針の順番については、アンケート調査の結果などから区民の関心が最も高い「まもる」を最上位に設定し、以下「とめる」「はしる」「いかす」の順としました。



図 4-3 計画の視点・基本方針

(3) 計画の目標

課題や基本方針を踏まえ、計画目標を以下の通り設定します。

<計画目標>

地域と共存し、暮らしを支え、にぎわいを創出する、
安全で快適な自転車利用環境の創出

4.2 エリア別の方針

品川区は各エリアで地域特性が大きく異なることから、区内を大きく拠点市街地エリア、生活拠点周辺・住宅地エリア、臨海部エリアの3つのエリアに区分し、各エリアの特徴や自転車利用の現状・課題および「品川区まちづくりマスタープラン」（2023（令和5）年3月）におけるまちづくりの目標を踏まえ、本計画におけるエリア別の方針を次ページの通り設定します。

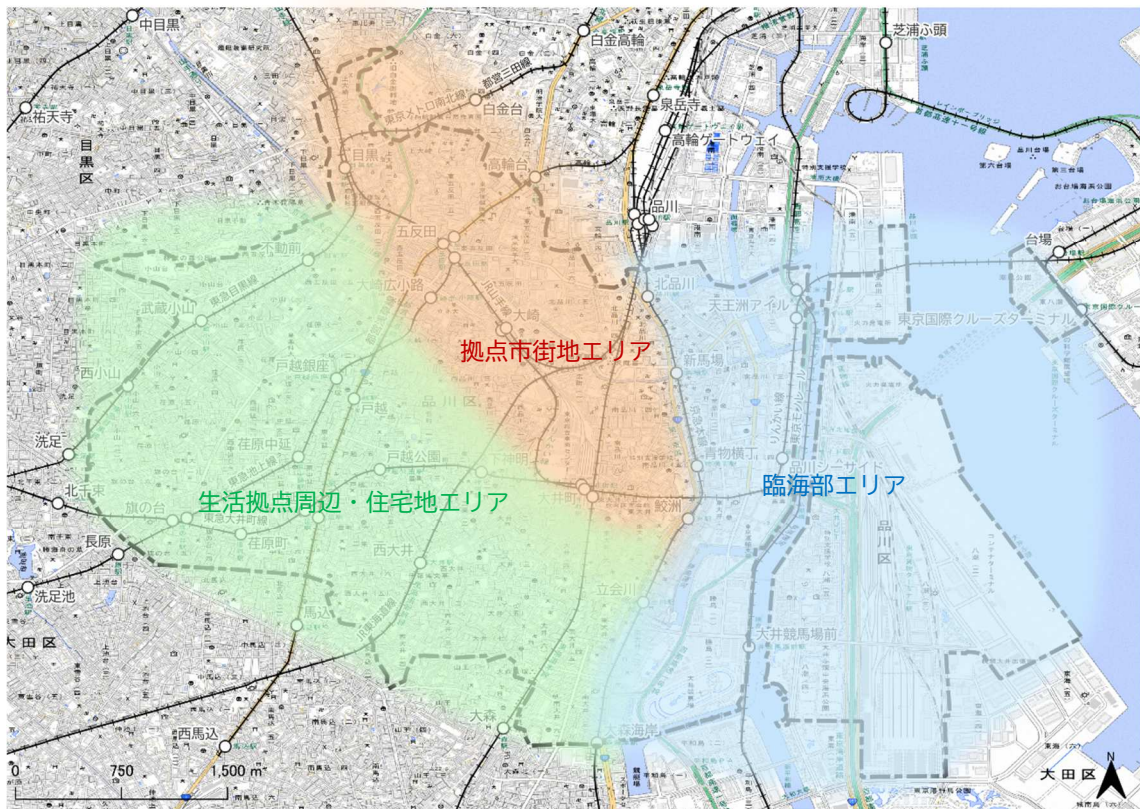


図 4-4 エリア区分のイメージ

1. 拠点市街地エリア

エリアの特徴	自転車利用の現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○オフィスビルやマンションなどの高層ビルが立ち並び、業務・商業機能が集積 ○通勤通学、買い物、観光等を目的に、区内外から多くの人々が来訪 ○再開発に合わせ、幅員が広い道路が整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○駐輪場の利用率が高い ○国道、都道を中心に自転車通行空間の整備が進んでいるものの、区道を含めたネットワークの形成には至っていない ○通勤通学、業務目的のシェアサイクルの利用が多い
「品川区まちづくりマスタープラン」におけるまちづくりの目標	
<ul style="list-style-type: none"> ○業務、商業、居住、文化、ひと中心の創造的な空間、交流機能等を導入・強化 ○住み、働く魅力にあふれた質の高い都市拠点 ○目黒川を活用した豊かな時間を過ごせるアメニティと文化交流の空間 ○環境に配慮した高次の拠点市街地を形成 	

方針

- ①通勤や業務の移動を支える自転車利用環境の整備
- ②自転車通行空間の整備による回遊性の向上
- ③シェアサイクルを活用したモビリティの促進

2. 生活拠点周辺・住宅地エリア

エリアの特徴	自転車利用の現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅地が広がり、一部木造住宅密集地域が存在 ○駅周辺に活気ある商店街が形成され、買物等で多くの近隣住民が利用 ○住宅が密集しているため、幅員が狭い道路が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅員の狭い道路での事故が多い ○放置自転車が多い（買物等短時間駐輪） ○シェアサイクルポートの密度が低く、利用が少ない
「品川区まちづくりマスタープラン」におけるまちづくりの目標	
<ul style="list-style-type: none"> ○市街地の骨格形成と防災まちづくりを支える都市基盤 ○災害時における広域避難場所等への円滑な避難経路の確保により安全性が向上するまち ○生活の拠点となる駅を中心として機能強化した交通結節点 	

方針

- ①自転車の利用適正化による商店街等における歩行者の安全確保
- ②短時間駐輪スペースの確保による商店街等の活性化促進
- ③シェアサイクルの充実による防災機能の強化
- ④幅員の狭い道路での交通安全対策

3. 臨海部エリア

エリアの特徴	自転車利用の現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○物流機能が集積するほか、大規模公園や大規模住宅団地が存在 ○旧東海道、しながわ水族館をはじめとした観光拠点が分布 ○道路インフラが充実しており、広幅員の道路が整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通行空間の整備が進んでいるものの、内陸部とのネットワークの形成には至っていない ○臨海部から JR 京浜東北線駅へのシェアサイクルの利用が多い
「品川区まちづくりマスタープラン」におけるまちづくりの目標	
<ul style="list-style-type: none"> ○江戸の伝統と文化の薫るにぎわいと交流のまち ○水上バス、船宿、舟運、レクリエーションなど、水辺空間を活かした魅力的なまち ○誰もが住みやすい次世代の良好な住環境が整った八潮団地 ○質の高い水辺空間と環境に配慮して脱炭素が進展するまち 	
方針	<ul style="list-style-type: none"> ①居住者の自転車利用を支える自転車通行空間の整備推進 ②シェアサイクルを活用した臨海部への観光周遊の促進 ③自転車の計画的な利用促進による脱炭素化の推進

5章 実施すべき施策

5.1 施策体系

本計画の目標および4つの視点・基本方針、8つの個別方針に基づき、以下に示す通り23の施策を設定します。

※ **着色している施策** は、重点施策（62ページを参照）

視点・基本方針	個別方針	施策（案）
1. まもる ルール・マナーの周知・徹底を図り、安全・安心な自転車利用環境の創出	1) 交通安全意識の向上と行動の徹底	(1) 世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進 (2) 事業者による自転車安全利用の促進 (3) 新たな法改正等の広報啓発 (4) 自転車安全利用指導員の配置
	2) 事故への備えの充実	(1) 安全な移動環境の確保 (2) 自転車利用者への注意喚起 (3) 自転車損害賠償保険の加入促進
2. とめる 自転車を適切に止められる環境の創出	1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備	(1) 地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討 (2) 駐輪場の状況を踏まえた利用料金の再設定 (3) 利用実態を踏まえた駐輪空間の再配分 (4) 駐輪場施設の改修・充実
	2) 自転車放置対策の推進	(1) 放置自転車の撤去活動・指導啓発の推進 (2) 買物等短時間駐輪スペースの確保
3. はしる 安全で快適な自転車通行環境の創出	1) 安全・快適な自転車通行空間の整備促進	(1) 自転車ネットワークの整備推進 (2) 安全で走りやすい自転車通行空間の整備
	2) 地域の実情に合わせた利用方針の検討	(1) 地域ごとの自転車利用方針の検討
4. いかす 地域と共存しながら自転車を活用できる環境の創出	1) 生活を豊かにする自転車利用の促進	(1) 自転車による周遊環境の充実 (2) サイクルイベントによる賑わいの創出 (3) 自転車を活用した他分野との連携 (4) 放置自転車のリサイクルの実施
	2) シェアサイクルの普及促進	(1) シェアサイクルポートの整備促進 (2) シェアサイクルの広報啓発 (3) シェアサイクルと公共交通の連携促進

5.2 まもる

～ルール・マナーの周知・徹底を図り、安全・安心な自転車利用環境の創出～

(1) 交通安全意識の向上と行動の徹底

交通安全意識の向上と行動の徹底を図るため、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、事業者による従業員への自転車安全教育を促進します。

また、自転車の安全利用や新たな法改正等についての広報啓発や、自転車安全利用指導員の配置を実施します。

表 5-1 交通安全意識の向上と行動の徹底 施策（案） 1 / 2

個別方針	施策（案）	内容（案）	実施主体（案）	区分(案)
1) 交通安全意識の向上と行動の徹底	(1) 世代に応じた交通安全教育・啓発活動の推進	①小学校における自転車安全教室（年4回程度）や中学校における交通安全指導を実施します。	・土木管理課 ・教育委員会 ・警察署	継続
		②高齢者向けの自転車安全教室（年4回程度）を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続
		③その他の年齢層や外国人についても、チラシ、ポスター、広報誌、ホームページ、SNS、動画、ケーブルテレビ等により、啓発活動を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続
		④公園で自転車を使用した交通安全啓発イベントを実施します。	・公園課 ・警察署	継続
	(2) 事業者による自転車安全利用の促進	①事業者による従業員への自転車安全教育が広く推進されるよう、広報啓発を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続

表 5-2 交通安全意識の向上と行動の徹底 施策（案） 2/2

個別方針	施策（案）	内容（案）	実施主体（案）	区分(案)
1) 交通安全意識の向上と行動の徹底	(3) 新たな法改正等の広報啓発	①自転車の安全利用や新たな法改正（ヘルメット着用の努力義務化等）等について、チラシ、ポスター、広報誌、ホームページ、SNS、動画、ケーブルテレビなど多様な媒体を活用し、広報啓発を実施します。	・土木管理課	継続
		②自転車安全利用キャンペーンを引き続き実施するとともに、今後更にイベントへの出展を実施するなど、区民に直接啓発できる機会を新たに創出します。	・土木管理課 ・警察署	拡充
		③啓発品を配布するなど、全世代のヘルメット着用を推進します。	・土木管理課	継続
		④区に寄付されたヘルメットについて、小学校で希望者に配布します。	・教育委員会	継続
		⑤電動キックボードなどの安全利用について、試乗会等を通じて広報啓発を実施します。	・土木管理課 ・警察署	新規
	(4) 自転車安全利用指導員の配置	①交通事故多発地点等への自転車安全利用指導員の配置による、交通ルールやマナーの指導・啓発を実施します。	・土木管理課 ・警察署	継続

(2) 事故への備えの充実

自転車の交通事故を抑制するため、自転車が安全に移動できる環境を確保するとともに、自転車利用者への意識啓発を実施します。

また、万が一の事故に備えた自転車損害賠償保険の加入を促進します。

表 5-3 事故への備えの充実 施策（案）

個別方針	施策（案）	内容（案）	実施主体（案）	区分（案）
2) 事故への備えの充実	(1) 安全な移動環境の確保	①「品川区自転車ネットワーク計画」に基づく、自転車ネットワークの整備と合わせ、交通安全施設の整備により、自転車や歩行者が安全に通行できる環境を確保します。	・道路課 ・警察署	新規
		②保育園・幼稚園の送迎ルート等、歩行者や自動車との錯綜が懸念される路線において、安全対策を実施します。	・道路課	新規
		③私道整備助成により、交通安全施設の設置等を実施します。	・建築課	継続
	(2) 自転車利用者への注意喚起	①歩行者優先等の注意喚起看板を設置し、自転車の安全利用を促進します。	・土木管理課 ・警察署	継続
	(3) 自転車損害賠償保険の加入促進	①各種キャンペーンや講習会、自転車販売店、広報誌等を通じて、自転車損害賠償保険をPRし加入を促進します。	・土木管理課 ・警察署	継続

5.3 とめる

～自転車適切に止められる環境の創出～

(1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備

地域需要に応じて、駐輪場の整備促進や利用方法の検討を行います。
また、既存駐輪場の利便性・快適性向上のため、利用料金の再設定、駐輪空間の再配分、大型車対応、設備の改修・充実を実施します。

表 5-4 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備 施策(案) 1/2

個別方針	施策(案)	内容(案)	実施主体(案)	区分(案)
1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備	(1) 地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討	①再開発事業等に際し、施設需要以外にも、地域需要に応じた地域貢献に資する、駐輪場の整備を事業者に指導します。	・都市開発課 ・土木管理課	拡充
		②放置自転車の多い駅周辺等、駐輪場の不足する地域において、地域需要に応じた駐輪場の整備を検討します。	・土木管理課 ・鉄道事業者 ・商業施設等	検討
		③既設の区営自転車等駐車を買い物利用客も使いやすいよう、当日利用における短時間無料設定の導入等について検討します。	・土木管理課	検討
		④駐輪場付置義務条例に基づき、各店舗で駐輪場を整備する際に、店舗前等、利用しやすい駐輪場の整備を協議し促進します。	・土木管理課	継続
	(2) 駐輪場の状況を踏まえた利用料金の再設定	①屋根の有無、階層等の施設の利用条件や利用状況に応じた料金の見直しを行い、利用率の向上を図ります。	・土木管理課	検討

表 5-5 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備 施策(案) 2/2

個別方針	施策(案)	内容(案)	実施主体(案)	区分(案)
1) 地域特性に応じた自転車駐輪環境の整備	(3) 利用実態を踏まえた駐輪空間の再配分	①定期利用/当日利用等の利用特性に応じて、駐輪区分の再配分を実施します。	・土木管理課	継続
		②電動アシスト自転車、チャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転車の需要拡大を踏まえ、駐輪場の利用状況に応じた、駐輪ラックの設置間隔の見直し、駐輪ラック撤去による平置きスペースの拡充など駐輪ニーズに応じた駐輪場整備を推進します。	・土木管理課	継続
	(4) 駐輪場施設の改修・充実	①老朽化した駐輪場施設について、計画的に改修等を進め、利便性向上を図ります。	・土木管理課	継続
		②電磁式駐輪ラックを設置している全ての駐輪場について、既に交通系ICカード等キャッシュレス決済を導入済みのため、決済方法や料金見直し等の変化に応じ、利便性の向上に資するサービス提供を図ります。	・土木管理課	継続

(2) 自転車放置対策の推進

駅周辺等における自転車の放置を防止し、自転車の秩序ある利用を促すため、放置自転車の撤去活動や指導啓発を推進します。

また、買物等短時間駐輪スペースの確保により、商店街等における放置自転車の抑制を図ります。

表 5-6 自転車放置対策の推進 施策(案)

個別方針	施策(案)	内容(案)	実施主体(案)	区分(案)
2) 自転車放置対策の推進	(1) 放置自転車の撤去活動・指導啓発の推進	①秩序ある自転車利用の促進、歩行者の安全確保等を進めるため、放置自転車の撤去活動を継続的に実施します。	・土木管理課	継続
		②自転車の放置防止のため、指導啓発(放置自転車への警告札の貼付や自転車利用者への声かけ等)を実施します。	・土木管理課	継続
	(2) 買物等短時間駐輪スペースの確保	①「商店街活性化推進事業助成金」等、商店街等における駐輪場整備に活用できる支援策の周知を図ります。	・商業・ものづくり課 ・商店街	継続
		②商店街等と連携し、商店街内等における小規模分散型の駐輪スペース(軒先駐輪スペース等)の確保を検討します。	・商業・ものづくり課 ・商店街	検討
		③商店街等と連携し、休業日(休日)の店舗の空きスペースについて、買物等利用客の駐輪スペースとしての活用を検討します。	・商業・ものづくり課 ・商店街	検討

5.4 はしる

～安全で快適な自転車通行環境の創出～

(1) 安全・快適な自転車通行空間の整備促進

自転車で安全・快適に道路を通行できるよう、自転車ネットワークの整備を推進します。

また、路上駐車対策により、安全で走りやすい自転車通行空間の整備を推進します。

表 5-7 安全・快適な自転車通行空間の整備促進 施策（案）

個別方針	施策（案）	内容（案）	実施主体（案）	区分（案）
1) 安全・快適な自転車通行空間の整備促進	(1) 自転車ネットワークの整備推進	①「品川区自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。	・道路課 ・道路管理者（国・都） ・警察署	新規
		②幹線道路（国道・都道）や隣接区道と接続する、広域的な自転車ネットワークの形成を図ります。	・道路課 ・道路管理者（国・都） ・警察署	新規
	(2) 安全で走りやすい自転車通行空間の整備	①自転車が安全に通行できるよう、路上駐車削減に向け、警察と連携しながら、路上駐車が多数の箇所への注意喚起看板の設置等を実施します。	・土木管理課 ・道路管理者（国・都） ・警察署	継続

(2) 地域の実情に合わせた自転車利用方針の検討

自転車、歩行者等の安全確保のため、自転車の利用促進だけでなく、自転車の利用抑制を含めて、地域の実情に合わせた自転車利用方針を検討します。

表 5-8 地域の実情に合わせた自転車利用方針の検討 施策（案）

個別方針	施策（案）	内容（案）	実施主体（案）	区分(案)
2) 地域の実情に合わせた自転車利用方針の検討	(1) 地域ごとの自転車利用方針の検討	①道路の幅員や歩行者交通量等を踏まえ、商店街での自転車利用の抑制等、地域の実情に合わせたメリハリのある自転車走行利用の取り組み等について検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路課 ・都市計画課 ・警察署 	検討
		②再開発等道路基盤の再編に合わせ、地域ごとの実情に即した自転車通行空間の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市開発課 ・道路課 	継続

5.5 いかす

～地域と共存しながら自転車を活用できる環境の創出～

(1) 生活を豊かにする自転車利用の促進

自転車と地域が共存できるよう、周遊環境の充実、サイクルイベントによる賑わいの創出、放置自転車のリサイクルに取り組みます。

また、健康づくり、防災、福祉など、自転車を活用した他分野との連携を推進します。

表 5-9 生活を豊かにする自転車利用の促進 施策（案） 1/2

個別方針	施策（案）	内容（案）	実施主体（案）	区分（案）
1) 生活を豊かにする自転車利用の促進	(1) 自転車による周遊環境の充実	①自転車通行空間の整備や、シェアサイクルポートの配置を進めることで、観光資源、商店街等の結びつきを強化するとともに、舟運等の交通手段と連携し、自転車で快適に周遊できる環境を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ・土木管理課 ・道路課 ・文化観光課 ・商業・ものづくり課 ・河川下水道課 	新規
	(2) サイクルイベントによる賑わいの創出	①観光資源やアートを自転車で巡るイベント等の実施・PRを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光課 	検討

表 5-10 生活を豊かにする自転車利用の促進 施策(案) 2/2

個別方針	施策(案)	内容(案)	実施主体(案)	区分(案)
1) 生活を豊かにする自転車利用の促進	(3) 自転車を活用した他分野との連携	①しながわ区民公園や東品川公園におけるサイクリングコースおよび無料貸出自転車の提供・PRにより、心身の健康づくりや子どもの自転車練習への利用等を促進します。	・公園課 ・健康課	継続
		②災害時に、様々な応急活動等に関わる職員の緊急移動手段としてシェアサイクルを活用し、初動およびその後の復旧活動の効率化を図ります。	・土木管理課 ・防災課	拡充
		③保管期限を過ぎた放置自転車について、ふれあい作業所(知的障害者の社会参加を目的とした就労継続支援施設)への無償譲渡を実施し、作業所におけるメンテナンス後のリサイクル自転車の販売により、障害者の自立と福祉を支援します。	・土木管理課	継続
		④視覚障害者も乗ることができる2人乗りのタンデム自転車について、2023(令和5)年7月に都内の公道を走行できるようになったことを受けて、交通安全の啓発等により、安全な利用の促進を図ります。	・土木管理課 ・警察署	新規
	(4) 放置自転車のリサイクルの実施	①保管期限を過ぎた放置自転車について、事業者への売却による海外での再生利用や、ふれあい作業所や自転車商へ引き渡し整備を施した後、区内でのリサイクル自転車としての再販売等により、リサイクルを推進します。	・土木管理課	継続

【参考】タンデム自転車について

タンデム自転車とは、複数人が前後に並んで乗り、同時に駆動することができる自転車です。

後部に座る同乗者はハンドル操作の必要がないため、視覚障害者や高齢者の方も一緒に自転車での走行を楽しむことができ、ユニバーサルスポーツの1つとされています。

タンデム自転車は、一般の自転車より大きいことや、2人の息が合う必要があることなど、安全面の観点から、一部の道路を除いて公道での走行が認められていませんでしたが、視覚障害者等からの要望を受けて、全国各地で徐々に解禁が進み、2023（令和5）年7月1日に東京都道路交通規則が改正され、東京都が公道走行を解禁したことで、全国での公道走行が可能となりました。

タンデム自転車は、道路交通法における「普通自転車」には該当しないため、一般的な自転車とは異なる下記のような交通ルールが適用されます。



図 5-1 タンデム自転車の例

資料：静岡市ウェブサイト

■タンデム自転車の交通ルール

①歩道は通行不可

普通自転車は、原則車道を走行し、例外的に歩道を通行することが可能だが、タンデム自転車の場合は、例外なく車道のみでの走行となる。

②普通自転車及び歩行者専用の交通規制の通行不可

タンデム自転車は普通自転車に該当しないため、普通自転車及び歩行者専用の交通規制では、通行することができない。

③「自転車を除く」は対象外

車両通行止め、車両進入禁止、一方通行などの標識に付帯している「自転車を除く」では、タンデム自転車は対象とならない。

(2) シェアサイクルの普及促進

シェアサイクルは、借りたい場所で借りられ、元の場所とは違う場所で返すことができ、また自転車を持たない来街者も使うことができるなど、日常生活や観光における多様な利用による、利便性や回遊性の向上効果が期待されます。

このようなシェアサイクルの普及促進のため、シェアサイクルポートの整備を促進するとともに、広報啓発により利用を促進します。

また、シェアサイクルの利便性向上のため、公共交通との連携を促進します。

表 5-11 シェアサイクルの普及促進 施策（案）

個別方針	施策（案）	内容（案）	実施主体（案）	区分(案)	
2) シェアサイクルの普及促進	(1) シェアサイクルポートの整備促進	①鉄道駅周辺やポートの密度が低いエリア（区西側の住宅地等）を中心に、シェアサイクルポートの整備を促進します。	・土木管理課	拡充	
		②まちづくりや建築物等の建設・建替えに合わせ、シェアサイクルポートの整備誘導を実施します。	・土木管理課 ・都市開発課	継続	
		③駐輪スペースに空きがある（利用率が低い）駐輪場について、シェアサイクルポートの併設によるスペースの有効活用を検討します。	・土木管理課	検討	
	(2) シェアサイクルの広報啓発	①シェアサイクルに関する情報を提供するとともに、安全な利用方法等について広報・啓発等を実施します。	・土木管理課	継続	
		(3) シェアサイクルと公共交通の連携促進	①シェアサイクルについて、MaaS ⁷ も含めた公共交通（鉄道、バス、舟運等）との連携策を検討します。	・都市計画課 ・土木管理課 ・河川下水道課 ・文化観光課	検討

⁷ MaaS (Mobility as a service: サービスとしての交通手段) とは、地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応し、公共交通等の複数の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービスのこと。移動の利便性向上だけでなく、観光や医療等の交通以外のサービス等との連携により、地域の課題解決等も期待される。

5.6 重点施策

本計画においては、先に示した23の施策のうち、交通安全教育の推進、交通安全対策の実施、通園の安全対策の実施、商店街対策の実施、自転車通行空間の整備の5つの施策を重点施策に位置付け、取り組んでいきます。

(1) 交通安全教育の推進（まもる）

交通安全意識の向上と行動の徹底を図るため、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に応じた交通安全教育を実施します。

小学校における自転車安全教室（年4回）を実施するとともに、高齢者向けの自転車安全教室を拡充し、継続的に実施します。また、その他の年齢層や外国人についても、交通安全教育の機会を創出し、実施します。

そのほか、警察署や公共交通機関等と連携し、自転車安全利用キャンペーンや情報発信など様々な取組も併せて実施し、総合的に交通安全教育を推進します。



(スタントマンを活用した
自転車安全教室)



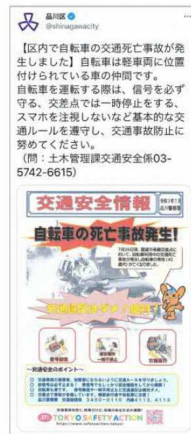
(シミュレーターを用いた
模擬運転体験)



(自転車安全利用キャンペーン)



広報しながわ（5月1日号）



区公式X（旧ツイッター）
（7月28日）



区職員のケーブルテレビ出演
（令和3年5月1日～5月7日放送）

(広報媒体を活用した交通安全に関する情報発信)

図 5-2 品川区で実施している自転車安全教育の取組

資料：品川区資料

(2) 交通安全対策の実施（まもる）

自転車の交通事故を抑制するため、自転車ネットワークの整備と合わせ、交通安全施設の整備により、自転車や歩行者が安全に通行できる環境を確保します。

また、自転車の通行位置や歩行者優先等の注意喚起看板を設置し、自転車の安全利用を促進します。

■路面標示の整備事例（中延）

- ・立会川緑道において、ほかの道路と接続する箇所に路面標示（ストップマーク）を整備
- ・自転車利用者への一時停止を注意喚起し、自転車の安全利用を促進

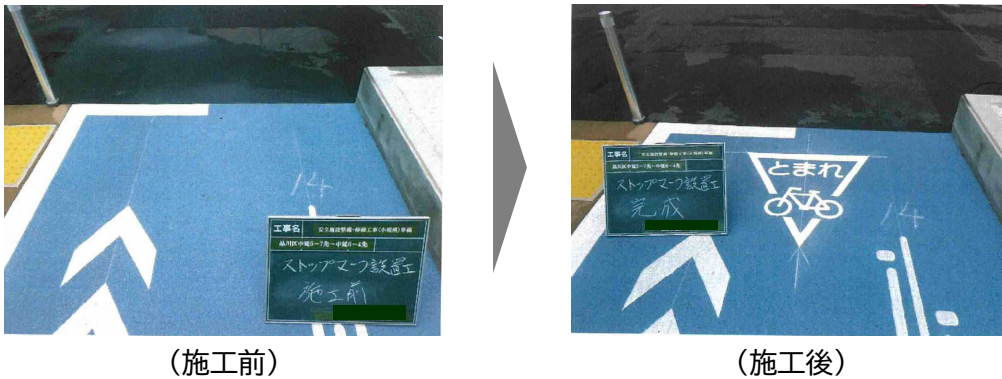


図 5-3 路面標示（ストップマーク）の施工前後の状況

資料：品川区資料

■注意喚起看板の設置事例（大井）

- ・車道の左側通行や信号の厳守等、交通ルールを啓発するため、注意喚起看板を設置



図 5-4 注意喚起看板

(3) 通園の安全対策の実施（まもる）

チャイルドシート付自転車や子ども、ベビーカー利用者が安全・安心に通行できる環境を確保するため、保育園・幼稚園等の子育て施設に接続する道路を対象とした「子育て送迎ルート」（仮称）の設定を検討します。

「子育て送迎ルート」（仮称）のうち、自転車利用者が多い路線や安全上対策が必要な路線を抽出し、路面標示や案内サイン等による自転車や自動車への注意喚起等の試験的な実施を検討します。

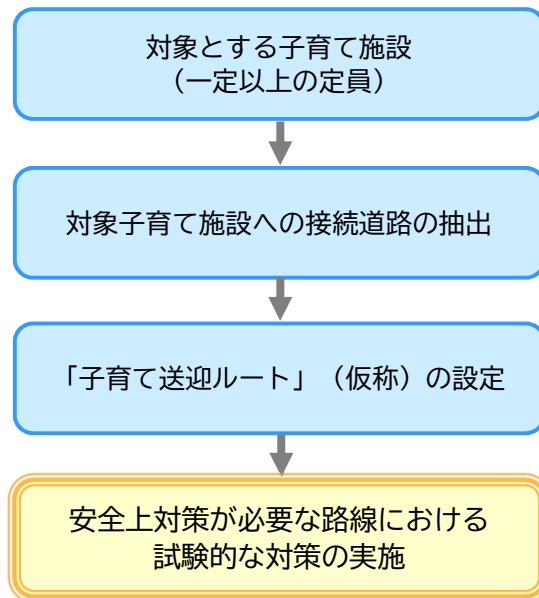


図 5-5 子育て送迎ルート（仮称）の整備フロー（イメージ）

【参考】港区の取組

港区では区内 45 箇所(約 12km)の子育て施設への誘導ルートを「子育て送迎ルート」として、令和 14 年までに整備するとしています。

対象施設から幹線道路までの区間に路面標示や案内サインを設置し、車のドライバーに注意喚起を促すという、23 区では初めての取組となります。

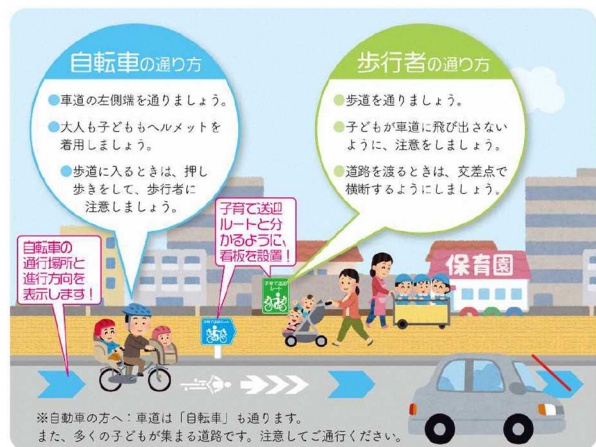


図 5-6 （参考）子育て送迎ルートの通行方法のイメージ

資料：港区自転車通行空間整備計画（2023（令和5）年3月）

(4) 商店街対策の実施（とめる、はしる）

地域特性に応じて、商店街等における買物等短時間駐輪スペースの確保により、放置自転車の抑制を図ります。商店街が自主的に駐輪スペースを設ける場合は、設置費用を助成します。

併せて、上記ルールの周知啓発やマナー向上のため、地域と連携して商店街等における自転車利用者への啓発活動を実施します。

■商店街直営駐輪場の設置事例（武蔵小山）

- ・武蔵小山パルム商店街では、元々運営していた駐車場の一部を改築し、商店街直営の駐輪場を設置
- ・「商店街活性化推進事業」の活用により改築費の一部を助成



図 5-7 武蔵小山パルム商店街直営駐輪場

■自転車の利用抑制の事例（武蔵小山、中延）

- ・武蔵小山パルム商店街では、自転車の乗り入れを禁止しており、自転車を降りて通行するよう呼び掛け
- ・中延商店街では、自転車通行禁止時間を示し、自転車の押し歩きを推奨する等、ルール、マナーの遵守を呼び掛け



(武蔵小山パルム商店街)



(中延商店街)

図 5-8 案内看板

(5) 自転車通行空間の整備（はしる）

自転車が交通ルールに従い、安全に走行できるよう促すため、第7章以降に示す「品川区自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。

また、上記計画に基づき、幹線道路（国道・都道）や隣接区道と接続する、広域的な自転車ネットワークの形成を図ります。

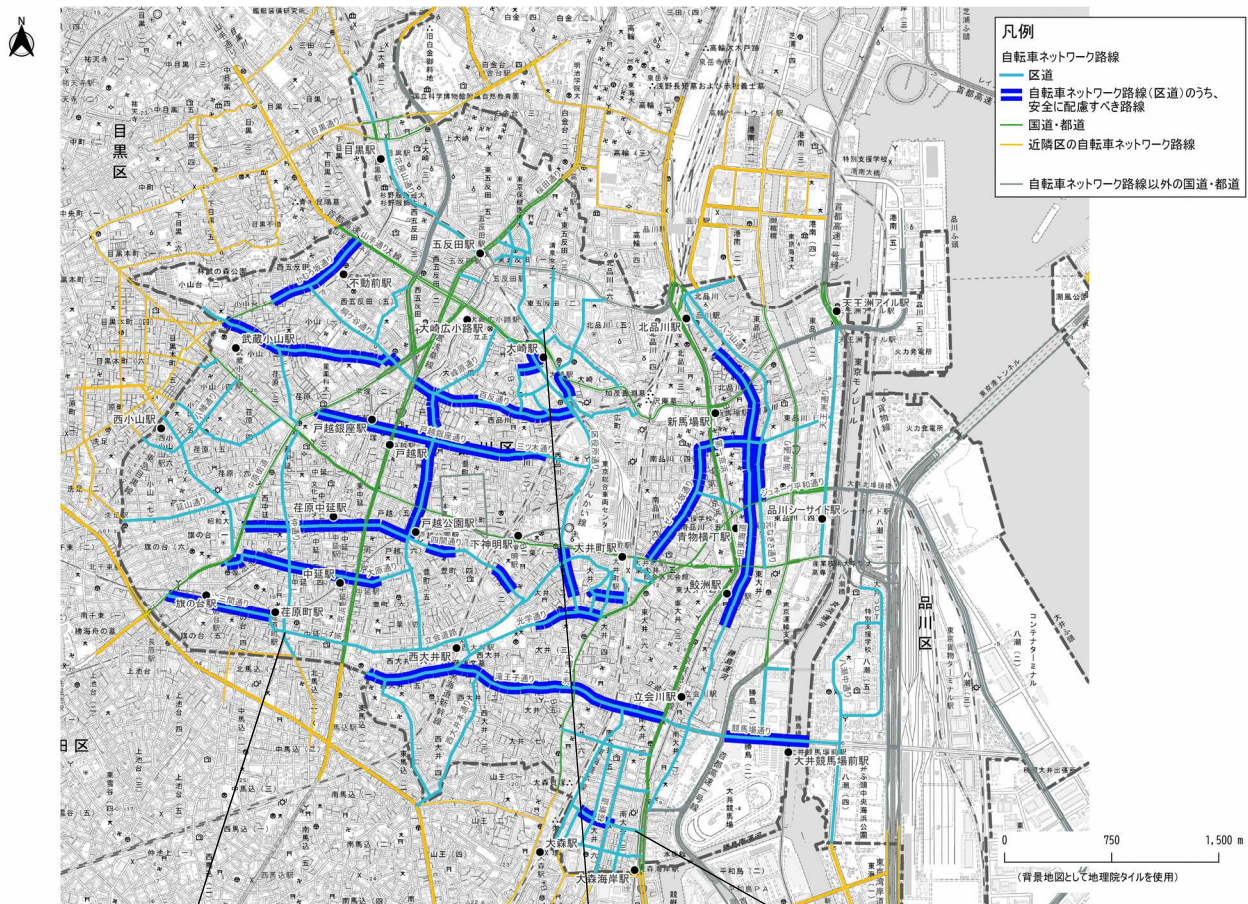


図 5-9 自転車ネットワーク路線と自転車通行空間整備の例

6章 計画の推進

6.1 計画の推進目標

計画の推進に向けて、施策の進捗状況や効果を的確に把握するため、4つの視点ごとに指標および10年後に向けた目標値を設定します。

設定した目標値については、最終年次（2033（令和15）年）に評価を行い、必要に応じて指標や目標値の見直しを行います。

表 6-1 計画推進の指標と目標値

視点	指標	現況	目標値	備考
まもる	自転車関連事故死傷者数	405人 (令和4年)	220人以下 (令和15年)	・「交通事故統計表」(警視庁)
	自転車損害賠償保険等加入率	57.1% (令和4年度)	75% (令和15年度)	・R4年度在住区民アンケート調査 ・自転車を利用していない、加入しているか「不明」、「無回答」を除いた加入率。
うる	放置自転車台数	980台 (令和4年度)	792台 (令和15年度)	・「駅前放置自転車等の現況と対策」(東京都)
	駐輪場利用者の満足度(総合的)	60.5% (令和4年度)	70% (令和15年度)	・R4年度駐輪場利用者アンケート調査 ・現在の駐輪場に「満足」「やや満足」と答え方の割合。
はこ	自転車通行空間整備延長(区道)	19.4km (令和4年度)	59.3km (令和15年度)	
	自転車通行空間の整備状況に対する満足度	14.4% (令和4年度)	40% (令和15年度)	・R4年度在住区民アンケート調査 ・自転車通行空間の整備箇所に対して「満足」「やや満足」と答え方の割合(無回答を除いた割合)。
つかす	シェアサイクルの利用経験の有無	14.1% (令和4年度)	30% (令和15年度)	・R4年度在住区民アンケート調査 ・シェアサイクルを利用した経験がある人の割合(「無回答」を除いた割合)。
	シェアサイクル利用回数	3,149回/日 (令和4年度)	6,500回/日 (令和15年度)	・「月次集計データ報告」(ドコモバイクシェア)

6.2 推進体制

本計画の推進にあたっては、区民、関係機関・団体（町会・自治会、商店街、国、都、近隣自治体、警察、公共交通機関等）、民間企業（商業施設、開発事業者、自転車販売店等）と相互に連携・協力を図り、自転車を活用したまちづくりに取り組みます。

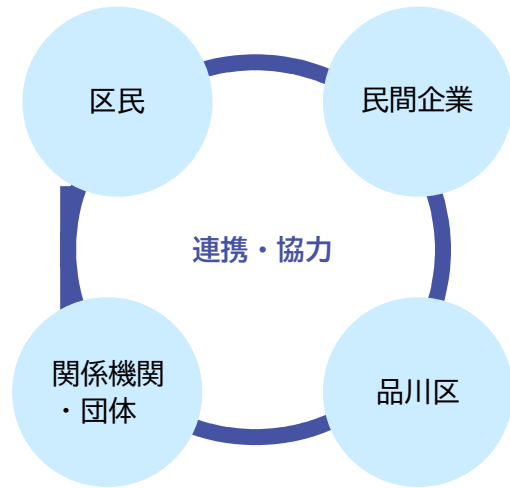


図 6-1 推進体制のイメージ

6.3 実施スケジュールと計画の見直し

本計画の実施5年目となる2028（令和10）年に中間見直しを実施します。中間見直しでは、計画の進捗状況や指標の達成状況の追跡調査を行い、その結果を踏まえ、各施策の評価・改善を図ります。

また、本計画の期間が終了する2033（令和15）年には次期計画の策定を実施し、2034（令和16）年以降も取組を継続していきます。

2024 (令和6)年 1年目	2025 (令和7)年 2年目	2026 (令和8)年 3年目	2027 (令和9)年 4年目	2028 (令和10)年 5年目	2029 (令和11)年 6年目	2030 (令和12)年 7年目	2031 (令和13)年 8年目	2032 (令和14)年 9年目	2033 (令和15)年 10年目	2034 (令和16)年
品川区自転車活用推進計画										次期 計画
				中間 見直し				次期計画策定		

図 6-2 実施スケジュールと計画の見直し